

ドイツ基本法 75 周年 民主主義を守り続けるのは市民の義務

池永記代美(ベルリン・女の会)



日頃は連邦議会のアーカイブに保管されている基本法原本を「民主主義の祭」で紹介するペーベル・バース連邦議会議長
©Bundestag/Thomas Köhler/Photothek

ドイツが生み出した最も素晴らしいもの

5月23～26日、ベルリンの連邦議会議事堂近くの広場で、ドイツの憲法にあたる基本法施行75周年を祝う式典や「民主主義の祭」が開かれました。流行歌で75年を振り返るなど、多彩な式典プログラムの中で、基本法の重要な条項をそれにゆかりのある人物が紹介するビデオが印象的でした。「ドイツ国籍は剥奪してはならない」(16条1項)と太い声で読み上げたのは、東ドイツに国籍を奪われた詩人で歌手のオルフ・ビアーマンさん。ナチ迫害を生き延びた102歳のマゴット・フリードレンダーさんは「人間の尊厳は不可侵である」(1条1項)と、力強く語りかけました。ナチ時代の独裁政治や人権蹂躪への反省から生まれた基本法の特徴は、冒頭の19の条項で、意見表明や信仰、集会の自由など、個人の自由を国家権力から守ると明確に規定していることです。式典の演説でシュタインマイヤー大統領は、「基本法は、ドイツが生み出した最も素晴らしいものの一つ」と称えました。

一連のお祝いをめぐる報道で初めて知ったのですが、基本法起草のために1948年に招集された制定評議会の構成は男性61人に対して女性4人で、基本法に完全な男女平等を明記するつもりはなかったそうです。それを不満に思った女性評議員が戦後再び活発になった各地の女性組織に支援を求めるところ、抗議の手紙が殺到したため、評議会は渋々「男性と女性は同権である」(3条2項)という文言を受け入れたそうです。

社会の変化と共に変わる基本法

とはいっても、それで男女同権社会が実現したわけではありません。そこで東西ドイツが統一してから4年後の1994年、西ドイツより男女平等が進んでいた東ドイツの実態に近づけるために、この条項に「国は、男女の同権が現実的に実現することを促進し、現存する不利益の除去を目指す」という文が加わりました。

同年には、「国は将来の世代に対する責任からも、(略)自然的な生活基盤および動物を保護する」という条項(20条1項)も追加されまし



「民主主義の祭」で突然行われたパレスチナ連帯行動。横断幕には「基本法2条2項: 何人も、生命に対する権利および身体を害されない権利を有する。10月7日以降、ガザ地区では3万5千人以上の死者」と書かれている(筆者撮影)。

た。それから四半世紀後、気候保護は国際的な重要課題になりましたが、ドイツでは若者らがこの条項を利用して「現行の気候保護法が定めた二酸化炭素(CO₂)削減政策は不十分だ」と連邦憲法裁判所に違憲訴願を申し立てました。それを受け同裁判所は2021年、「CO₂排出実質ゼロへの行程を明確にしていない今の法律は、将来世代により過剰な負担をかけることになり、その基本権を侵害する」と、画期的な違憲判断を下しました。その結果、政府が気候保護法改正を強いられただけでなく、気候保護は人権で、基本権には世代間の公平も含まれるという認識がドイツ社会に定着しました。

75年の間には、改正されず解釈だけ変わった条項もあります。ドイツでは2017年に同性婚が合法化されましたが、「婚姻および家族は国家秩序の特別な保護を受ける」という6条1項はそのままです。そこで用いられた「婚姻」に同性婚も含まれる様になるとは、評議員たちは想像だにしなかったでしょう。

今までに行われた67回の基本法改正のうち、「改正」とはみなしだいものもあります。例えば「政治的に迫害されている者は庇護権を有する」(16条2項)という条項に、1993年、様々な条件が加わり、庇護権を享受できる対象が制限されました。旧ユーゴ紛争がもたらした難民増加に反発し、極右勢力が強まり社会の緊張が高まったことを受けての改正でしたが、それで難民増加や極右台頭が収まらなかつたことは、後の歴史が示しています。

民主主義を守り続けるのは私たち

5月に発表されたある世論調査によると、ドイツ人の73%が基本法に満足しているとのこと。しかしシュタインマイヤー大統領は式典の演説で、今、基本法が掲げる民主主義が脅かされていると警告しました。国内では同法がうたう価値観を疑問視する政党「ドイツのための選択肢(AfD)」の勢力が強まり、国外ではウクライナの主権を無視したロシアの軍事侵攻が2年以上も続いている。大統領は触れませんでしたが、イスラエル・ガザ紛争の影響を受けて、ドイツ国内でも意見表明、集会、芸術や学問の自由が侵されるつつあることも非常に気になります。大統領は、民主主義を守るのは他の誰でもない、私たち市民だと訴えました。基本法が75周年を迎えた今こそ、民主主義や自由を守り続けることの大切さを私たちが認識する時なのかもしれません。



基本法の核となる条項の文言が透明なガラスに刻み込まれているイスラエルの芸術家ダニ・カラヴァンの作品「基本法49」。議員会館横の歩道に設置されている(筆者撮影)。